

根室市Uターン者就職奨励交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市外において1年以上の就職経歴を経て市内事業所に正規雇用者として就職するUターン者に対し、根室市Uターン者就職奨励交付金（以下「奨励交付金」という。）を交付することにより、市内へのUターン者就職を促進するとともに、事業所の安定的な人材確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業主 市内に事務所若しくは店舗又は工場等（以下「市内事業所」という。）を有し事業を営む者
- (2) 正規雇用者 市内事業主が労働契約に基づき雇用している者のうち、次の要件を全て満たすものをいう。
 - ア 市内事業主との間で所定労働時間を週35時間以上とする無期雇用契約を締結していること。
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）であること。
 - ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第3章の規定に基づき、国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者であること。
 - エ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。
- (3) Uターン者 根室市民であった者が、市外転出後1年を超えた就職経歴を経て、再び根室市民として転入し、住民登録から1年以内に市内事業所に就職をした者（転入事由が事業所の人事異動又は研修異動等の場合を除く。）
- (4) Iターン者 根室市民でなかった者が、市外在住中1年を超えた就職経験を経て、新たに根室市民として転入し、住民登録から1年以内に市内事業所に就職をした者（転入事由が事業所の人事異動又は研修異動等の場合を除く。）

(奨励交付金の額)

第3条 奨励交付金の額は、30万円とし、対象者1人につき1回限りとする。

(奨励交付金の交付対象者)

第4条 奨励交付金の交付の対象となる者は、Uターン者及びIターン者のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内事業所に就職している正規雇用者
- (2) 就職した日において、市の住民基本台帳に登録されている者

(交付制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、次条の規定に基づき交付申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励交付金の交付対象としない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 根室市暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者
- (3) 国、地方自治体の職員である者
- (4) 過去に奨励交付金の交付を受けた者
- (5) 交付申請日以降、継続して就業する意思のない者
- (6) 前各号に掲げるほか、奨励交付金の趣旨、目的に照らして交付することが適当でないと市長が認める者

(交付申請)

第6条 奨励交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条に規定する

要件を満たした後3月以内に、根室市UIターン者就職奨励交付金交付申請書（様式第1号）を市長へ提出しなければならない。

（交付申請書の添付書類）

第7条 前条に規定する書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1）住民票
- （2）雇用契約を証明する書類
- （3）雇用保険、健康保険又は国民健康保険組合、厚生年金の被保険者を証明する書類
- （4）前住所地等が発行する市町村民税及び特別区民税の完納証明書
- （5）その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、第6条に基づく申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を根室市UIターン者就職奨励交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（奨励交付金の交付）

第9条 市長は、前条の規定に基づき奨励金の交付決定をしたときは、申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により奨励交付金を交付するものとする。ただし、当該交付方法により難しいと認めるときは、この限りでない。

（交付決定の取消）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合には、根室市UIターン者就職奨励交付金交付決定取消通知書（様式第3号）により、奨励交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により奨励交付金の交付を受けたとき。
- （2）根室市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当することとなったとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要あると認めるとき。

（報告及び届出の義務）

第11条 奨励交付金の交付の決定を受けた者は、資格要件及び申請事項等に変更が生じたときは、速やかに報告又は届出をしなければならない。

2 奨励交付金の交付の決定を受けた者は、就職後6月後及び1年後の就業状況を、就業状況報告書（様式第4号）により報告しなければならない。

（奨励交付金の返還）

第12条 市長が第10条の規定に基づき交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励交付金が交付されているときは、根室市UIターン者就職奨励交付金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて当該奨励金の返還を命ずるものとする。

2 奨励交付金の交付の決定を受けた者は、就職した日から1年以内に離職し、若しくは虚偽その他不正によって奨励交付金を受けたときは、奨励交付金の全部を返還しなければならない。

ただし、就職先の倒産、災害、又は病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（根室市若年者等雇用促進支援事業実施要綱の廃止）

2 根室市若年者等雇用促進支援事業実施要綱（平成22年3月31日訓令第20号）は、廃止する。

（根室市若年者等正規雇用奨励補助金交付要綱の廃止）

3 根室市若年者等正規雇用奨励補助金交付要綱（平成22年3月31日訓令第21号）は、廃止する。

（根室市若年者等正規雇用奨励補助金交付金に関する経過措置）

4 この訓令の際現に行われている根室市若年者等正規雇用奨励補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づいて交付された奨励補助金については、旧要綱第8条及び第9条の規定は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。